

家庭用総合自動車保険  
事業用総合自動車保険

UNI

NO

NA

家庭用総合自動車保険  
事業用総合自動車保険

■セコムの現場急行サービス付

# 安心と安全のプロフェッショナル—セコム損保の自動車保険です。

# SECOM



MERIT 1  
安心と充実の損害サービス

## セコムの現場急行サービス

24時間、365日、もしもの時、お客様の要請にもとづいて事故現場にセコムの緊急対処員がかけつけます。<sup>(注)</sup>

### ▶「安心」と「安全」の証し。



新たにご契約いただいたお客様に、自動車保険証券とともに「自動車保険ステッカー」をお届けします。セコム損害保険の「自動車保険ステッカー」は、セコムグループの高度なセキュリティ・ネットワークが安心を支えている証しです。

<sup>(注)</sup> 事故の現場が山間部、島しょ部、高速道路上など急行不能な一部エリアおよび事故現場が特定できない場合などについては、現場急行サービスは提供されません。



## 安心のサポートサービス

### 24時間事故受付体制

夜間休日を含め、いつでも対応。  
弊社事故受付センターの専門スタッフが適切に対応。深夜や年末年始の事故の時でも安心です。

### ロードサービス

車両保険にご加入の場合、事故のみならず運転中の故障にも対応。  
お車の故障時の緊急修理、レッカー移動、燃料切時のガソリンお届けサービスやお電話での故障相談サービスにも対応しています。

### 示談交渉サービス

事故の解決までお手伝い。  
対人賠償事故・対物賠償事故ともに、弊社がお客様にかわって示談交渉サービスを行います。



MERIT 2  
おトクな保険料を実現

## 家族そろってゴールド免許割引<sup>(15%割引)</sup> ゴールド免許割引<sup>(5%割引)</sup>

記名被保険者と配偶者、およびこれらの方と同居のご家族全員がゴールド免許である場合には、保険料が15%割引となります。一人暮らしの独身の方も対象です。記名被保険者（主な運転者）がゴールド免許である場合には、保険料が5%割引となります。

<sup>\*</sup>ご契約のお車が、自家用7車種の場合に限ります。  
<sup>\*</sup>事業用総合自動車保険のご契約については、記名被保険者が個人の場合に限ります。

## お車の使用目的を4つのリスクに区分

お車の使用目的を「業務使用」「通勤・通学使用」「日常・レジャー中心」「日常・レジャー専用」の4つのリスクに区分。業務、通勤・通学に年間21日以上使用しない場合、使用目的は「日常・レジャー専用」となり、他の区分と比較して割安な保険料となります。

<sup>\*</sup>ご契約の保険種類が家庭用総合自動車保険で、ご契約のお車が自家用7車種の場合に限ります。



MERIT 3  
車両盗難への備えと割引

## 盗難車両の追尾費用を補償

盗難車追跡装置を使用して位置検索に要した費用や、位置検索結果に基づき警備員等を急行させるために要した費用を補償します。

<sup>\*</sup>1回の事故に付き5万円を限度とします。  
<sup>\*</sup>ご契約のお車が二輪自動車、原動機付自転車以外で、かつ盗難を補償する条件で車両保険を付帯された場合に限ります。



<sup>\*</sup>盗難車追跡装置の一例  
ココセコム

## 盗難防止装置割引

ご契約のお車に盗難防止装置<sup>(注1)</sup>が設置されている場合には、盗難防止装置割引<sup>(注2)</sup>として、車両保険料が割引となります。

<sup>(注1)</sup> 盗難車追跡装置 (GPSまたはPHSや携帯電話の基地局を利用した測位システム) またはイモビライザー (標準装備または自動車メーカーのオプション装備に限ります。) をいいます。  
<sup>(注2)</sup> ご契約のお車が二輪自動車、原動機付自転車以外で、かつ盗難を補償する条件で車両保険を付帯された場合に限ります。

# 充実の補償内容で安心をお届けします。

## 6つの補償を自動的にセット



### 事故の相手方への補償

賠償責任保険 (対人賠償保険・対物賠償保険)  
他人を死傷させてしまったときや他人の物に損害を与えてしまったときの賠償責任を補償します。

### 1 [対人賠償保険]



自動車事故により、相手の車に乗車中の人や歩行者など他人を死傷させ、法律上の損害賠償責任を負担することにより被る損害 (損害賠償金、損害防止軽減費用、求償権保全費用、緊急費用、協力費用、争訟費用) について、自賠責保険の補償額を超える部分に対して、保険金をお支払いします。また、被害者が死亡された場合や3日以上入院された場合、被害者への香典や見舞品代等の臨時費用をお支払いします。

### 2 [対物賠償保険]



自動車事故により、相手の車や電柱など他人の物を壊し、法律上の損害賠償責任を負担することにより被る損害 (損害賠償金、損害防止軽減費用、求償権保全費用、緊急費用、協力費用、争訟費用) に対して、保険金をお支払いします。

### ご自身と同乗者の補償

ご契約のお車で、ご自身や同乗者が交通事故で死傷されたときの損害を補償します。

### 3 [人身傷害補償保険]

#### ▶ ご契約のお車に搭乗中の事故を補償

ご契約のお車に搭乗中の方が自動車事故で死傷されたことによる損害 (死亡による葬儀費、死亡や後遺障害による逸失利益・精神的損害・その他実費、後遺障害による将来の介護料、傷害による医療費・休業損害・精神的損害・その他実費、損害防止軽減費用、求償権保全費用) に対して、保険金をお支払いします。また、被保険者が死亡された場合や3日以上入院された場合、臨時費用をお支払いします。

#### ▶ ご契約以外のお車に搭乗中や歩行中の事故も補償

**家庭用総合自動車保険**  
家庭用総合自動車保険の場合、ご契約以外のお車に搭乗中や歩行中に、自動車事故で死傷されたことによる損害 (死亡による葬儀費、死亡や後遺障害による逸失利益・精神的損害・その他実費、後遺障害による将来の介護料、傷害による医療費・休業損害・精神的損害・その他実費、損害防止軽減費用、求償権保全費用) に対して、保険金をお支払いします。また、被保険者が死亡された場合や3日以上入院された場合、臨時費用をお支払いします。※補償の対象は、記名被保険者・記名被保険者の配偶者・記名被保険者またはその配偶者の同居の親族・記名被保険者またはその配偶者の別居の未婚の子 (婚姻歴のある方を除きます。) となります。※ご契約以外のお車とは、ご契約のお車と用途および車種が同一 (同一の用途・車種とみなして被保険自動車の入替ができる車を含みます。) で、その所有者および主に使用される方が記名被保険者およびそのご家族以外である場合をいいます。

#### ▶ 過失割合に関係なくお支払い

約款で定められた基準に基づいて算定した損害額を、保険金額の範囲内で過失割合に関係なくお支払いします。

●例えば… 相手とご自身の過失割合が60 : 40。ご自身の総損害額が仮に1億円であった場合

人身傷害補償保険がないと		人身傷害補償保険ならば	
ご自身の過失 自己負担 4,000万円	相手の過失 相手からの賠償 6,000万円	1億円をお支払いします。 (ご契約いただいた保険金額が限度です。)	

#### 人身傷害補償保険の保険金額の定め方について

人身傷害補償保険の保険金額は被保険者1名についての保険金のお支払の限度額を定めるものです。事故の際は、弊社が定める損害額算定基準に基づき算出された損害額を保険金額の範囲内でお支払いすることとなります。運転される方の年齢、収入、扶養者の人数などに基づいて、十分な保険金額をお決めください。保険金額は1名につき、最低3,000万円です。それ以上は1,000万円単位でご契約ください (最高2億円までとなります。)

<参考>各年齢別の平均的な総損害額

年齢	扶養者の有無	死亡した場合	重度後遺障害の場合	年齢	扶養者の有無	死亡した場合	重度後遺障害の場合
25歳	あり	7,000万円	1億3,000万円	45歳	あり	8,000万円	1億3,000万円
	なし	6,000万円	1億3,000万円		なし	6,000万円	1億3,000万円
35歳	あり	9,000万円	1億4,000万円	55歳	あり	6,000万円	1億円
	なし	7,000万円	1億4,000万円		なし	5,000万円	1億円

※有職者の場合の、年齢ごとの目安です。

### 4 [搭乗者傷害保険]



ご契約のお車に搭乗中の方が自動車事故で死傷されたとき、ご契約金額に基づいて保険金 (死亡保険金、座席ベルト装着者特別保険金、後遺障害保険金、重度後遺障害特別保険金、重度後遺障害介護費用保険金、医療保険金) をお支払いします。

### 5 [自損事故傷害特約]



ご契約のお車が電柱に衝突したり、崖から転落するなどの自損事故により、運転者・搭乗者が死傷された場合または後遺障害を被った場合、その損害に対して自賠責保険等の補償が受けられないときに保険金 (死亡保険金、後遺障害保険金、介護費用保険金、医療保険金) をお支払いします。※人身傷害補償保険により保険金が支払われる場合を除きます。

### 6 [無保険車事故傷害特約]



ご契約のお車に搭乗中の方が、他の自動車との事故で死亡または後遺障害を被り、それによって生じた損害について法律上の損害賠償を請求できる場合であっても、加害自動車が無保険であるなど十分な補償が受けられないときの損害 (損害防止軽減費用、求償権保全費用を含みます) に対して、保険金をお支払いします。※家庭用総合自動車保険の場合、記名被保険者 (主な運転者) やそのご家族については、ご契約以外のお車に搭乗中や歩行中の事故も補償の対象となります。※人身傷害補償保険により保険金が支払われない場合、または人身傷害補償保険により支払うべき保険金の額がこの特約により支払うべき保険金の額を下回る場合に限り適用されます。

# さらにご検討いただきたい、任意付帯の保険

## お車の補償



### ▶ 車両保険

偶然な事故によるご契約のお車の損害 (修理費用、修理できない場合のお車の時価と同等の費用、損害防止軽減費用、求償権保全費用、運搬・仮修理費用、共同海損による負担額) に対して、保険金をお支払いします。

保険の種類	盗難による損害 (注1) ※身の回り品の盗難を除く	火災・爆発・台風・ こす水・高潮などによる損害	他の自動車との衝突・接触による損害	電柱・建物など自動車以外の他物との衝突・接触による損害
■一般車両保険	○	○	○	○
■車対車+A	○	○	○ (注2)	×

#### 盗難車両の追尾費用を補償

盗難にあったご契約のお車を追尾するために要した次の費用を、1回の事故につき5万円を限度にお支払いします。(注3)  
(1) 盗難にあったお車に設置された盗難車追跡装置により、盗難にあったお車の位置検索に要した費用  
(2) 位置検索結果に基づき盗難にあったお車があると推測される場所へ、警備員等を急行させるために要した費用

#### 盗難車両の引取費用、クリーニング費用を補償

盗難にあったご契約のお車が発見された場合の次の費用を、お支払いします。(注3)  
(1) 引取費用  
お車の引取りに要した費用を、1回の事故につき10万円または保険金額の10%のいずれか高い金額を限度にお支払いします。  
(2) クリーニング費用  
室内のクリーニング (清掃) に要した費用を、1回の事故につき3万円を限度にお支払いします。

(注1) ご契約のお車が二輪自動車、原動機付自転車の場合には盗難による損害は補償されません。  
(注2) 相手自動車およびその運転者または所有者が確認されたときのみ保険金をお支払いします。  
(注3) 付属品等、お車の一部分のみの盗難を除きます。



# ご自身やご家族の運転中の不安に、安心サポート

## 損害サービス

# セコムの現場急行サービス



24時間、365日、お客様の要請にもとづいて、事故現場にセコムの緊急対応員がかけつける、セコムグループならではの独自サービスです。

●事故現場という日常では経験しない状況下で、お客様は事故相手や警察、保険会社への冷静な対応を強いられます。セコムの緊急対応員は、事故現場に唯一お客様の関係者として登場し、お客様に安心をご提供いたします。



#### 主なサービスの内容

- ▶ 救急車の手配
- ▶ 警察への連絡
- ▶ レッカー・タクシーの手配
- ▶ お困りの点のヒアリング

(注) 事故の現場が山間部、島しょ部、高速道路上など、急行不能な一部エリアおよび事故現場が特定されない場合などについては、現場急行サービスは提供されません。



●お客様がお困りの点をヒアリングするとともに、事故時の詳細情報を記録する冊子をお渡しするなど、弊社事故受付センターの専門スタッフが円滑にお客様をサポートできるように橋渡しを行います。

## 安心のサポートサービス

### ▶ ロードサービス

車両保険にご加入のお客様は、ご契約のお車がトラブルのとき、次のロードサービスが無料となります。(その他のお客様は有料です。)

#### 1 レッカー牽引サービス

事故や故障により自力走行不能となった場合、最寄りの修理工場までのレッカー牽引を、最長50kmまで無料といたします。(JAF会員は55kmまで無料)  
※自宅駐車場からのレッカー牽引の費用は、お客様のご負担となります。

#### 2 緊急修理サービス

高速道路、一般道路および自宅の駐車場等において、故障やトラブルにより自力走行が不能な場合に、現場にて30分程度で対応可能な応急修理・軽作業を無料で行います。  
① キー閉じ込み時の鍵開け (一般シリンダーキーのみ)  
② バッテリージャンピング (ケーブルをつないでエンジンをスタートさせること)  
③ 落輪時の引き上げ (タイヤー輪、落差1mまで)  
④ バンク時のスペアタイヤ交換 (チェーン脱着は対象外となります)  
⑤ 各種オイル漏れ時の補充  
⑥ 冷却水補充  
⑦ 各種バルブ、ヒューズ類の交換  
⑧ ボルトの締め付け  
⑨ サイドブレーキの固着解除

※バッテリー充電費用、バンク修理代、オイル代、部品代、セキュリティ装置付車両の鍵開け、鍵紛失時の鍵開け等はお客様のご負担となります。  
※雷道、泥道、砂浜等で単にスリップする状態で走行できない場合は、無料サービスの対象外となります。  
※落輪時の引き上げ時のクレーン作業等の特殊作業は、無料サービスの対象外となります。

#### 3 ガス欠ガソリンお届けサービス

高速道路、一般道路上でのガス欠時に最大10リットルのガソリンをお届けします。  
※このサービスの提供は保険期間内1回に限りです。  
※ガソリン代は実費をご負担いただけます。

#### 4 故障相談サービス

お車の故障時に、整備有資格者がお電話でアドバイスをいたします。

#### 5 その他のサービス

緊急宿泊先案内サービス・レンタカー業者案内サービス・帰宅手段案内サービス・24時間営業ガソリンスタンド案内サービス・陸送業者手配サービス (陸送費用はお客様負担となります)・JAF取次サービス

各種優待 (ホテル、レンタカー) サービス  
※本サービスは、弊社がロードサービス会社と提携してご提供するサービスです。  
※本サービスのご利用は、サービス利用時に当社事故受付センターにご連絡いただくことが条件となります。お客様ご自身でレッカー・修理業者等を手配された場合はサービス対象外となります。  
※お客様がJAF会員の場合には原則としてJAFにご連絡をいたします。この場合、無料サービス分を一時お立て替えいただく場合があります。  
※事故・故障の現場が山間部、島しょ部など、一部の地域については、サービスの提供が出来ない場合があります。

### ▶ 示談交渉サービス

対人賠償事故および対物賠償事故の賠償金の支払いについて、弊社がお客様にかわって示談交渉するサービスです。

# 賢いチョイスでお得な制度

## 割引制度・特約

### ▶ご契約の種類、お車の用途・車種をご確認ください。

#### 1 保険の種類

- 〔家〕：家庭用総合自動車保険**  
補償の対象となる方（記名被保険者）が、個人の場合の保険です。
- 〔事〕：事業用総合自動車保険**  
補償の対象となる方（記名被保険者）が法人の場合の保険です。  
※記名被保険者が個人の場合は、主に事業用として使用されるお車に限ります。

#### 2 お車の用途・車種



#### 3 ノンフリート契約とフリート契約

- 〔NF〕：ノンフリート契約**  
所有・使用されるお車が1～9台のご契約です。
- 〔F〕：フリート契約**  
所有・使用されるお車が10台以上のご契約です。

### ▶お客様に最適な契約条件や割引制度について

#### 1 お車の使用目的〔家〕自家用7車種〔NF〕

ライフスタイルにあわせて適正な使用目的を選びます。

使用目的区分	■ 業務使用	■ 通勤・通学使用
基準	 平均して週5日または月15日以上、業務（お仕事）に使用する。	 「業務使用」に該当せず、平均して週5日または月15日以上、通勤・通学（最寄駅等への送迎を含む）に使用する。

使用目的区分	■ 日常・レジャー中心	■ 日常・レジャー専用
基準	 「業務使用」「通勤・通学使用」に該当しない場合で、業務（お仕事）と通勤・通学に使用される年間日数の合計が <b>21日以上</b>	 <b>20日以内</b>

※お車を使用される方全員の使用実態からお選びください。

#### 2 運転者の範囲を限定する契約条件

- 運転者年齢条件**〔家〕自家用9車種〔事〕自家用3車種+二輪自動車+原動機付自転車〔NF〕  
運転者の年齢条件にあわせて、最適な保険料に設定できます。

	全年齢担保	21歳以上限定担保	26歳以上限定担保	30歳以上限定担保	35歳以上限定担保	○:選択できます ×:選択できません
家庭用	○	○	○	○	○	
事業用	○	○	○	○	×	

※お車が原動機付自転車の場合は「全年齢担保」「21歳以上限定担保」のいずれかを選択します。

- 運転者家族限定特約**〔家〕自家用7車種〔事〕自家用3車種〔NF〕  
運転者をご家族の方に限定することで、割安な保険料に設定できます。  
※事業用総合自動車保険のご契約については、記名被保険者が個人の場合に限ります。

#### 3 免許の種類によって決まる割引制度〔家〕〔事〕〔NF〕

- ゴールド免許割引(5%割引)**〔自家用7車種〕  
記名被保険者の運転免許証がゴールド免許の場合に適用されます。  
※事業用総合自動車保険のご契約については、記名被保険者が個人の場合に限ります。
- 家族そろってゴールド免許割引(15%割引)**〔自家用7車種〕  
記名被保険者と配偶者、およびこれらの方と同居のご家族全員の運転免許証がゴールド免許の場合に適用されます。  
一人暮らしの独身の方にも適用できます。  
※事業用総合自動車保険のご契約については、記名被保険者が個人の場合に限ります。

#### 4 無事故の実績に応じて決まる割引制度

- ノンフリート等級制度による割増・割引**〔家〕〔事〕全車種〔NF〕  
無事故実績に応じて1～20等級に区分され、最大60%の割増・割引が適用されます。
- 長期優良契約割引(5%割引)**〔家〕自家用7車種+二輪自動車〔事〕自家用3車種+二輪自動車〔NF〕  
20等級で運転者年齢条件の「26歳以上限定担保特約」を付帯するなど、一定の条件を満たす場合に適用される割引です。

#### 5 お車の種類や装備によって適用される割引制度〔家〕〔事〕〔NF〕〔F〕

- 新車割引**〔自家用普通乗用車、自家用小型乗用車〕  
初度登録年月の翌月から起算して保険始期日が25ヶ月以内にあるご契約に適用される割引です。
- 安全装置による割引**〔自家用普通乗用車と自家用小型乗用車を除く全車種〕  
お車の安全装置により、次の割引制度があります。
  - エアバッグ割引(注1)
  - ABS割引
  - 横滑防止装置割引
  - 衝突安全ボディ車割引(注2)(注1) バス、二輪自動車および原動機付自転車を除きます。  
(注2) 二輪自動車および原動機付自転車を除きます。
- 盗難防止装置割引**〔二輪自動車と原動機付自転車を除く全車種〕  
二輪自動車および原動機付自転車以外のお車で、盗難を補償する条件で車両保険が付帯されており、かつ所定の盗難防止装置を設置されている場合に適用される割引です。
- 環境対策自動車割引**〔全車種〕  
所定の条件を満たす低公害自動車、低燃費自動車、低排出ガス自動車に適用される割引です。

#### 6 お車の台数によって適用される割引制度

- 2台目のお車の割引(複数所有新規について)**〔家〕〔事〕自家用7車種〔NF〕  
1台目のご契約が11等級～20等級の方で一定の条件を満たす場合は、2台目のご契約には6等級ではなく7等級が適用されます。
- ノンフリート多数契約割引**〔家〕〔事〕全車種〔NF〕  
契約締結時に3台以上のお車を契約する場合に適用される割引です。  
契約台数が3～5台の場合は3%割引、6台以上の場合は5%割引となります。
- フリート多数割引(5%割引)**〔家〕〔事〕全車種〔F〕  
1保険証券で10台以上のお車を契約する場合に適用される割引です。

### ▶補償の範囲を広げるポイント

#### 1 お客様のライフスタイルやニーズによって選択

- 子供運転危険追加担保特約**〔家〕自家用7車種〔NF〕  
主契約の運転者年齢条件とは別に、お子様用の運転者年齢条件を設定することにより、割安な保険料でお子様の事故を補償します。
- 臨時運転者特約**〔家〕自家用7車種〔NF〕  
臨時的運転者（記名被保険者とそのご家族・従業員等を除く）が運転中の事故については、運転者年齢条件にかかわらず、割安な保険料で補償します。
- ペットおよび身体障害者補助犬に関する搭乗中傷害担保特約**〔家〕自家用7車種〔NF〕  
人身傷害補償保険または搭乗者傷害保険の保険金が支払われる場合に、同乗している記名被保険者とそのご家族が所有・飼育する犬、猫もしくは借用する身体障害者補助犬が死傷した場合に、負担された治療費用、葬儀・埋葬費用を補償します。

- ファミリーバイク特約**〔家〕自家用7車種〔NF〕  
記名被保険者とそのご家族が原動機付自転車（借用バイクを含みます）を運転中に起こした事故（対人賠償事故・対物賠償事故・自損事故）について補償します。なお、主契約に人身傷害補償がある場合は、自損事故に代えて人身傷害事故を補償対象にすることができます。
- バイクロージー特約(自転車に関する「賠償損害・傷害」担保特約)**〔家〕自家用7車種〔NF〕  
記名被保険者とそのご家族が自転車（借用自転車を含みます）による事故について第三者に対する賠償責任（対人・対物賠償責任）およびご自身の傷害を補償します。
- 身の回り品担保特約**〔家〕自家用7車種〔NF〕〔F〕  
偶然的事故により、お車の室内・トランク内等に収容された個人が所有する日常生活用財産に生じた損害を補償します。
- 弁護士費用等担保特約**〔家〕〔事〕全車種〔NF〕〔F〕  
示談交渉サービスの対象外の事故（もらい事故で、保険金支払いが無い場合など）であっても、相手方への損害賠償請求を弁護士に委任・相談した場合の弁護士費用等を補償します。
- 等級プロテクト特約**〔家〕自家用7車種〔NF〕  
ノンフリート等級が7等級以上の方が、事故を起こして保険金を請求した場合でも、1回目の事故に限り「等級すえおき事故」として取扱います。
- 対物超過修理費用担保特約**〔家〕〔事〕全車種〔NF〕〔F〕  
対物賠償責任保険の保険金が支払われる場合で、相手方のお車の修理費が時価額を超過するとき（相手方のお車が古い場合など）に、修理費と時価額の差額を補償します。
- 搭乗者傷害事業主費用担保特約**〔事〕全車種〔NF〕〔F〕  
ご契約のお車に搭乗中の従業員が自動車事故により事故日から180日以内に死亡または後遺障害が生じた場合に、事業主が臨時に負担する従業員の見舞費用、代替者の求人採用費用等を保険金としてお支払いします。

#### 2 車両保険のご契約がある方向けの特約〔家〕〔事〕〔NF〕〔F〕

- 車対車免ゼロ特約(車両保険の免責金額に関する特約)**〔自家用7車種〕  
1回目の事故の免責金額を5万円に設定した場合、1回目の事故に限り、その免責金額を差し引くことなく車両保険金をお支払いします。
- 盗難損害危険防止・軽減費用保険金特約**〔自家用7車種〕  
ご契約のお車が盗難にあり、車両保険金が支払われた場合に、盗難の再発防止を目的とした盗難防止装置の取得費用を補償します。  
※付属品等、お車の一部分のみの盗難を除きます。
- 代車費用担保特約**〔自家用7車種〕  
車両保険金が支払われる車両事故により、お車が使用不能となり、代替交通手段としてレンタカー等の代車を借り入れた場合の費用を補償します。
- 事故付随費用担保特約**〔自家用7車種〕  
車両保険金が支払われる車両事故により、自力走行不能となり、ご契約のお車に搭乗中の方が負担した臨時宿泊費用、臨時帰宅費用、キャンセル費用、搬送・引取費用を補償します。
- 車両全損時臨時費用担保特約**〔自家用7車種〕  
車両保険金が支払われる車両事故で全損となった場合に、車両保険とは別枠で臨時費用をお支払いします。

### ▶お客様のうっかりもサポート

- 保険契約の継続に関する特約**〔家〕〔事〕全車種〔NF〕  
満期時の継続手続きもれを防止するために、自動継続特約をご用意しました。新たな確認（告知等）が不要な場合など、所定の条件を満たすご契約については、弊社またはお客様から別段の意思表示がない限り、同等の補償内容でご契約が自動継続されます。 ※車両保険を付帯されたご契約については、自家用6車種が対象となります。
- 被保険自動車の入替における自動担保特約**〔家〕〔事〕自家用8車種〔NF〕〔F〕  
ご契約のお車を廃車・譲渡し、新たに取得されたお車への入替手続きをうっかり忘れていた場合についても、取得日の翌日から起算して30日以内に入替手が完了した場合には、ご契約条件と同内容で補償します。また、万一、手続完了が30日を越えてしまった場合でも、対人・対物賠償に限り補償します。  
※フリート契約については、ご契約のお車の所有者が個人の場合に限ります。
- 運転免許取得者に関する自動担保特約**〔家〕自家用7車種〔事〕自家用3車種〔NF〕  
お子様が新たに免許を取得した場合などで、年齢条件の変更をうっかり忘れていた場合についても、免許取得日の翌日から起算して30日以内に年齢条件変更の手続が完了した場合には、ご契約条件と同内容で補償します。また、万一、手続完了が30日を越えてしまった場合でも、対人・対物賠償に限り補償します。  
※事業用総合自動車保険のご契約については、記名被保険者が個人の場合に限ります。
- 年齢条件特約の不適用に関する特約**〔家〕自家用9車種〔事〕自家用3車種+二輪自動車+原動機付自転車〔NF〕
- 家族限定特約の不適用に関する特約**〔家〕自家用7車種〔事〕自家用3車種〔NF〕  
年齢条件の変更や家族限定の削除の手続をうっかり忘れていた場合についても、保険期間中1回、対人・対物賠償に限り、保険金を減額したうえで補償します。  
※示談交渉サービスは行いません。

### ▶その他自動的に付帯する特約

- 他車運転危険担保特約**〔家〕〔事〕自家用7車種〔NF〕〔F〕  
記名被保険者およびご契約のお車の所有者が個人である場合、記名被保険者とそのご家族が、他人の所有するお車を借用運転中に起こした事故（対人賠償事故・対物賠償事故・自損事故）について、他のお車に付帯されている保険契約に優先して保険金をお支払いすることができます。
- 被保険自動車の盗難に関する代車等費用担保特約**〔家〕〔事〕自家用7車種〔NF〕〔F〕  
盗難（付属品等一部分のみの盗難を除きます。）にあり、使用不能となったときに、盗難を警察に届け出た場合に限り、使用不能日数から最初の3日を控除した日数に対し、30日を限度に1日につき3,000円をお支払いします。なお、車両保険で盗難の補償がされる場合のみ対象となります。
- 車両価額協定保険特約**〔家〕〔事〕自家用6車種〔NF〕〔F〕  
ご契約のお車の時価に関わらず、車両保険金額を上限に損害額を補償します。  
ただし、レンタカー（貸借契約期間1年以上のレンタカーを除く）および自動車検査証記載の用途が特種用途である自動車は対象外となります。
- =自動付帯

## ご契約の対象となる方およびお車

家庭用総合自動車保険	事業用総合自動車保険
<p>&lt;用途・車種&gt;                      自家用普通乗用車、自家用小型乗用車、自家用軽四輪乗用車、自家用普通貨物車(最大積載量0.5トン以下)、自家用普通貨物車(最大積載量0.5トン超2トン以下)、自家用小型貨物車、自家用軽四輪貨物車、二輪自動車、原動機付自転車、キャンピング車となります。</p> <p>&lt;契約者&gt;                      個人・法人の別を問いません。</p> <p>&lt;記名被保険者(主な運転者)&gt;                      個人</p>	<p>&lt;用途・車種&gt;                      販売用自動車、受託自動車を除く全用途・車種となります。</p> <p>&lt;契約者・記名被保険者(主な運転者)&gt;                      個人・法人の別を問いません。</p>

### ご契約の際のご注意

1. 本パンフレットに記載の内容は、家庭用総合自動車保険・事業用総合自動車保険の概要を説明したものです。詳しい内容については、「契約概要」「注意喚起情報」「普通保険約款」「特約条項」等をご覧ください。
2. ご契約の際には保険申込書記載事項に間違いがないか十分にご確認ください。記名被保険者(主な運転者)の区分(個人・法人)、記名被保険者およびご家族(家族そろってゴールド免許割引の場合)の免許証の色、お車の使用目的(家庭用総合自動車保険のみ)、前契約のノンフリート等級、事故の有無・件数、お車の所有者など正確にお知らせください。事実と相違している場合には保険金をお支払いできないことやご契約を解除させていただくことがありますのでご注意ください。なお、ご契約者と被保険者が異なる場合にはこのパンフレットの内容を被保険者にご説明いただきますようお願い申し上げます。ご申告いただいた内容と異なる場合は、保険始期日にさかのぼり保険料を返還または追加でお支払いいただくことがあります。
3. 前契約の保険会社等が異なる場合でも、前年のノンフリート等級および事故の有無などで適用等級を決定します(その場合、前契約の保険会社等に、事故の有無などを確認させていただきます)。ご申告いただいた内容と異なる場合は、ご契約を解除させていただくことや保険始期日にさかのぼり保険料を返還または追加でお支払いいただくことがあります。
4. 保険期間が1年を超えるときなど、一定の条件を満たすご契約の場合、ご契約のお申し込みの撤回または解除を申し出ることができるクーリングオフ制度がございます。クーリングオフ制度の詳しい内容については「クーリングオフ説明書」に記載されておりますので、ご契約の際にお受け取りください。
5. 弊社は、損害保険契約者保護機構に加入しております。引受保険会社の経営が破綻した場合には、保険金・解約返戻金の支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。こうした場合に備えた保険契約者保護の仕組みとして「損害保険契約者保護機構」があります。この保険は、補償対象契約として、一定金額まで保護の対象となります。(詳しくは「注意喚起情報」をご覧ください。)
6. 弊社代理店(損害保険募集人)は弊社との委託契約に基づき、保険契約の締結、保険料の領収証の発行、契約の管理業務等を行っております。したがって、弊社代理店と有効に成立したご契約につきましては、弊社と直接締結されたものとなります。

### ご契約後のご注意

次のような場合には、ただちに取扱代理店または弊社までご連絡ください。ご連絡が遅れたり、ご連絡がない場合には、保険金のお支払いができないことやご契約を解除させていただくことがありますのでご注意ください。

「ご住所の変更」「お車の譲渡」「お車の入替」「お車の用途・車種の変更」「お車の登録番号・車両番号の変更」「お車の使用目的の変更(家庭用総合自動車保険のみ)」「保険証券に記載の記名被保険者の変更」「お車を競技、曲技、試験のために使用する場合」「お車を競技、曲技、試験を行うことを目的とする場所で使用する場合」「危険物の搭載や、危険物を積載する車を牽引する場合」「ご契約のお車に他の保険契約を締結する場合」「保険証券の記載事項に重要な変更を生ずべき事実が発生し、かつ著しく危険が増加する場合」

## 万一、事故が起こったときは

1. 事故が発生したときは、事故の状況、損害額の大小を問わず、ただちに弊社または取扱代理店へご連絡ください。事故のご連絡が遅れた場合には、保険金がお支払いできないことがありますのでご注意ください。
2. 事故の相手方との示談交渉や、事故にあわれたお車を修理する場合には、事前に弊社にご連絡いただき承認を得てください。弊社が承認する前に着手された場合、保険金の一部または全部をお支払いできないことがありますのでご注意ください。

### 賠償事故(対人・対物)解決のためにセコム損保がお手伝いする内容

1. 弊社は、被保険者(保険の補償を受けられる方)と被害者との示談交渉のすすめ方やその内容についての相談、示談書の作成についての援助など事故解決のためのお手伝いをします。
2. 被害者および被保険者の同意がえられれば、弊社が被保険者のために示談交渉をお引き受けします。ただし、対人賠償事故で自賠責保険等の契約が締結されていない場合、被保険者の負担する賠償責任の額が自賠責保険の支払額の範囲内におさまることが明らかな場合、被保険者が正当な理由なく弊社への協力を拒まれた場合、被保険者が負担する賠償責任の総額が保険証券記載の保険金額を明らかにこえる場合、または法律上の賠償責任が発生しない場合、明らかに免責金額内の事故である場合、弊社は被害者との示談交渉をすることはできません。

### 保険金をお支払いできない主な場合(×印をつけたもの)

事項(概要)	賠償責任保険 (対人・対物)	人身傷害補償保険	搭乗者傷害保険	車両保険
飲酒・無免許・麻薬等運転による運転者本人の傷害および車両損害	—	×	×	×
父母・配偶者・子に対する損害賠償	×	—	—	—
地震・噴火・津波による損害または傷害	×	×	×	×
台風・こう水・高潮による損害または傷害	×	—	—	—
受託物に対する賠償損害	×	—	—	—

# SECOM セコム損害保険株式会社

〒102-8645 東京都千代田区平河町2-6-2セコム損保ビル

[www.secom-sonpo.co.jp](http://www.secom-sonpo.co.jp)

お問い合わせ先